

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産・・・建物付属設備、器具備品については定率法
2. 無形固定資産・・・ソフトウェアについては定額法

(3) 引当金の計上基準

1. 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
2. 貸倒引当金
税法上の繰入限度額を計上している。なお当事業年度は、対象額が少額な為計上していない。
3. 退職給付引当金
従業員に対する退職給付金の支給に備えるため、退職金規程に基づく当期末における要支給額の全額を計上している。
4. 役員退職慰労引当金
役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員報酬規程に基づく当期末における要支給額の全額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(5) リース取引の処理方法

1. リース資産の内容
貸借対照表に計上したリース資産は器具備品である。
2. 減価償却の方法
リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。なお、契約1件当たりのリース料総額300万円未満のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-
特定資産				
総合交通体系整備研究積立資金	470,000,000	-	-	470,000,000
退職給付引当預金	114,464,800	11,780,400	-	126,245,200
小 計	584,464,800	11,780,400	0	596,245,200
合 計	584,464,800	11,780,400	0	596,245,200

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
基本財産	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-
特定資産				
総合交通体系整備研究積立資金	470,000,000	-	(470,000,000)	-
退職給付引当預金	126,245,200	-	-	(126,245,200)
小 計	596,245,200	-	(470,000,000)	(126,245,200)
合 計	596,245,200	-	(470,000,000)	(126,245,200)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	7,589,483	5,659,466	1,930,017
器具備品	9,682,400	8,049,883	1,632,517
リース資産	7,046,238	3,152,346	3,893,892
ソフトウェア	721,200	721,200	0
合 計	25,039,321	17,582,895	7,456,426

5. 税効果会計関係

税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：円)

賞与引当金否認	119,261
未払社会保険料否認	18,019
未払事業税	65,377
退職給付引当金損金算入限度超過額	10,292,503
役員退職慰労引当金否認	444,990
一括償却資産	91,714
資産除去債務否認	201,421
繰延税金資産合計	11,233,285

(2) 法人税法上の非収益事業と収益事業の区分

(単位：円)

項 目	非収益事業	収益事業	合 計
税引前当期一般正味財産増減額 (A)	-32,720,192	9,632,525	-23,087,667
寄付金損金算入限度額 (B)	-	6,330,712	6,330,712
小 計 (C) = (A) + (B)	-32,720,192	15,963,237	-16,756,955
法人税、住民税及び事業税 (D)	-	1,544,400	1,544,400
法人税等調整額 (E)	-	545,709	545,709
当期一般正味財産増減額 (A)-(D)-(E)	-32,720,192	7,542,416	-25,177,776

- (3) 法人税法上の収益事業に係る法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

項 目	率
法定実効税率	18.1%
(調整)	
寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.0%
住民税均等割	0.4%
中小法人等に関する軽減税率	-5.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.1%

(注) 法定実効税率は、みなし寄付金を考慮している。

6. 資産除去債務関係

本社事務所の不動産賃貸借契約の終了時における原状回復義務について、資産除去債務の負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっている。